

横浜市行政不服審査会答申
(第142号)

令和6年6月11日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「市民税・県民税賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、横浜市神奈川区長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し令和5年6月1日付け令和5年度市民税・県民税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、公売による換価代金・配当金には課税されないと説明を神奈川区税務課の職員（以下「担当職員」という。）から受けたとして、本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、令和4年1月から3月頃までに、担当職員より公売による換価代金・配当金には地方税が課税されないと説明を受けた。この説明を受けて、審査請求人は令和4年3月に、公売についての審査請求を取り下げた。その後も担当職員より同様の説明があり、令和5年3月初旬までの合計5回にわたり、公売による換価代金・配当金には地方税が課税されないと担当職員に確認した。
- (2) 過去に固定資産税の課税ミスがあり、昭和48年から平成13年にかけて約28年間に渡り合計10,000,000円超の過払いがある。審査請求人は、公売による換価代金・配当金に地方税が課税されなければ、過払いによる被害金を少しでも回収できるかと思い、公売の審査請求を取り下げた。
- (3) 担当職員の説明のとおり、公売による換価代金、配当金には地方税が課税されないのであるから、本件処分は違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に定める手続に従い、審査請求人が令和5年3月6日に神奈川税務署長に対して行った令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告における所得金額を基準として、総所得金額の算定及び税額の算出をした上で、適法かつ適正に行われた処分である。
- (2) 担当職員が公売の換価代金の配当に対しては市民税・県民税は課税され

ない旨説明したとしても、本件処分は法令の規定により正当な税額を負担させるにすぎないものであり、納税者の平等、公平という要請を犠牲にしても、納税者の信頼を保護しなければ正義に反するという特別な事情がある場合には当たらず、信義則違反とならない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 認められる事実

ア 処分庁は、令和4年1月12日、審査請求人の市税滞納額814,300円及び延滞金に係る不動産公売（以下「本件公売」という。）の実施を決定した。

イ 審査請求人は、令和4年2月7日、本件公売の公告について、横浜市長に対し審査請求を行った。

ウ 処分庁は、令和4年3月2日、本件公売を実施した。

エ 担当職員は、令和4年3月16日、審査請求人から電話での問い合わせを受け、「公売だと税金がかからないと聞いたが」との質問に対し、「所得税はかかるないので、その収益によって翌年住民税がかかる事はない」との説明をした。

オ 審査請求人は、令和4年3月25日、上記イの審査請求を取り下げた。

カ 本件公売による換価代金133,110,000円のうち、1,393,500円が滞納処分費、市税滞納額及び延滞金に配当され、残余金131,716,500円は審査請求人に対し交付されている。

キ 担当職員は、令和4年4月6日、審査請求人から電話での問い合わせを受け、本件公売に関し「今回の入金で所得税はかかりず、次年度の住民税には反映されないが、譲渡税が発生する。国税になるので、事前に税務署へ確認し申告を」との説明をした。

ク 担当職員は、令和5年3月3日、審査請求人から電話での問い合わせを

受け、「公売の場合には所得税や住民税がかからないと言っていたと思うが」との質問に対し、「所得として見なされないので、所得税と住民税は課税されないと思われる。詳細は国税に確認を。所得とは関係ない不動産売却に関わる税金は他にもあり、そちらは課税されるはず。納付する必要がある税金についてはよく確認してほしい。」との説明をした。

ケ 処分庁は、令和5年6月1日、審査請求人に対し、本件処分をした。

(2) 不動産公売による譲渡所得が非課税となる場合について

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第33条1項は、「譲渡所得とは、資産の譲渡…による所得をいう。」と規定する。ここにいう譲渡とは、所有資産を移転させる一切の行為をいい、通常の売買のみならず、競売や公売も含まれる（国税庁ホームページ・タックスアンサー（よくある税の質問）・No.3105 譲渡所得の対象となる資産と課税方法）ことから、本件公売による換価代金は譲渡所得に該当する。

イ 所得税法第9条第1項は、「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定し、同項第10号は、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における国税通則法第2条第10号（定義）に規定する強制換価手続による資産の譲渡による所得その他これに類するものとして政令で定める所得…」と規定する。

そして、債務を弁済することが著しく困難である場合に該当するかどうかは、譲渡所得が発生した際に、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を返済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができない場合をいうと解される（国税不服審判所平成21年2月17日裁決・裁決事例集No.77・31頁）。

ウ 審査請求人は、本件公売により、131,716,500円の交付を受けており、資力を喪失して債務の弁済をすることが著しく困難である場合には当たらないことから、本件公売による審査請求人の譲渡所得については、非課税とはならない。

(3) 市民税・県民税の金額算出方法について

ア 法は、賦課期日現在、市内に住所を有する個人に対して、所得割額及び均等割額の合計額によって市民税・県民税を課すこととしている（法第23条、第24条第1項第1号、第39条、第41条第1項、第292条、第294

条第1項第1号及び第318条)。

審査請求人は令和5年1月1日に神奈川区に住所を有していたため、神奈川区長が審査請求人に市民税・県民税を賦課している。

イ 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とされる(法第313条第1項)。

総所得金額とは、利子所得、配当所得、譲渡所得(その資産の取得の日以後5年以内に譲渡されたものによる所得以外のものについては2分の1に相当する金額)等の合計額とされる(法第313条第2項並びに所得税法第22条第2項及び第33条第3項第2号)。

譲渡所得の金額は、資産の譲渡でその資産の取得の日以後5年以内にされたものによる所得以外のものにつき、その年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基団となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額及び所得控除額を控除した金額とする(所得税法第33条第3項第2号並びに法第34条第1項第2号、第3号、第11号及び第314条の2第1項第2号、第3号、第11号)。

審査請求人の課税譲渡所得金額は、確定申告書によれば、収入金額133,110,000円から、譲渡した資産の取得費用及び譲渡経費7,119,700円を控除し、居住用財産を控除した場合の特別控除額30,000,000円及び所得控除額として社会保険料控除額44,010円、扶養控除額330,000円、医療費控除額67,177円の合計441,187円を控除した95,549,000円(千円未満切捨て。横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第17条第1項)である。

ウ 県民税及び市民税の所得割額は、審査請求人については所有期間5年を超える土地建物等の譲渡であることから、長期譲渡所得の課税の特例(地方税法附則第34条第1項、第4項、租税特別措置法第31条第1項)が適用され、また居住用財産の譲渡であることから、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(地方税法附則第34条の3第1項、同第3項、租税特別措置法第31条の3第1項)が適用される。

まず、市民税の所得割額は、課税長期譲渡所得金額が60,000,000円を超える場合には、横浜市が指定都市であることから、法定額1,920,000円に、課税長期譲渡所得金額から法定額60,000,000円を控除した金額の百

分の四に相当する金額を加えた合計額（地方税法附則第34条の3第3項第2号）となる。

審査請求人については、法定額1,920,000円に、課税長期譲渡所得金額95,549,000円から60,000,000円を控除した35,549,000円の百分の四に相当する1,421,960円を加えた合計額3,341,960円が市民税の所得割額となる。

次に県民税の所得割額は、法定額480,000円に、課税長期譲渡所得金額から法定額60,000,000円を控除した金額の百分の一に相当する金額を加えた合計額となる（地方税法附則第34条の3第1項第2号）。

審査請求人については、法定額480,000円に、課税長期譲渡所得金額95,549,000円から60,000,000円を控除した35,549,000円の百分の一に相当する355,490円を加えた合計額835,490円が県民税の所得割額となる。

エ 前記アの均等割額は、市民税が年額4,400円（法第310条、横浜市市税条例附則第9条の4の2及び横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）第2条第2項）、県民税が1,800円（法第38条及び神奈川県県税条例（昭和45年4月神奈川県条例第26号）附則第42項第2号）となる。

オ 市民税の所得割額3,341,960円及び均等割額4,400円を合算すると3,346,300円（百円未満切り捨て。横浜市市税条例第17条第3項）となり、県民税の所得割額835,490円及び均等割額1,800円を合算すると837,200円（百円未満切り捨て。法第20条の4の2第3項）となり、市民税及び県民税の合計額は4,183,500円となる。

カ 以上により、審査請求人の市民税及び県民税の計算方法は、法令に則ったものであり、違法又は不当なところはない。

（4）信義則違反について

ア 本件処分が租税法規に適合したものであったとしても、処分庁が、審査請求人に対し、所得税及び住民税が課税されないと説明をしていたことから、信義則の法理の適用により、本件処分が違法又は不当となるか検討する。

イ 最高裁昭和62年10月30日第三小法廷判決（昭和60年（行ツ）第125号）は、「租税法規に適合する課税処分について、法の一般原則である信

義則の法理の適用により、右課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なかんずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法関係においては、右法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、右特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに右表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責に帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠であるといわなければならない。」とする。

そして、名古屋地裁平成2年5月18日判決（昭和60年（行ウ）第18号及び昭和63年（行ウ）第18号）は、「信義則の適用につき慎重であるべき租税法律関係の特質を考慮すれば、様々な状況下で行われる税務職員の見解の表示のすべてが信頼の対象となる公的見解の表示となるものでないことはいうまでもなく、納税者はもともと自己の責任と判断の下に行動すべきものであることからすれば、信頼の対象となる公的見解の表示であるというためには、少なくとも、税務署長その他の責任ある立場にある者の正式の見解の表示であることが必要であるというべきである。」とする。

ウ これを本件について見ると、担当職員が、審査請求人に対し、少なくとも3回にわたり、本件公売によっては住民税及び所得税が課税されない旨口頭で説明しているところ、上記(2)及び(3)のとおり、審査請求人に対する住民税及び所得税は法令上課税されるものであって、当該説明は誤りであったと認められる。

しかし、当該説明は、役職のない担当職員による口頭の説明であり、処分庁名義の文書等による表示ではなく、責任ある立場にある者の正式の見解の表示であるとは言えないことから、これを税務官庁が納税者に対

し信頼の対象となる公的見解を表示したものと評価することはできない。
したがって、本件処分は公的見解に反する処分とはいえない。

また、審査請求人は本件公売により、131,716,500円の交付を受けており、納税資力は十分にあることから、換価代金について課税の免除がなされず本来の納税義務を負担したことは著しい経済的不利益とは言えない。かえって課税を免除することは不适当に課税上の利益を得る結果となる。

したがって、租税法規の適用における納税者の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情は認められず、本件において信義則の法理の適用をすべきでない。

エ なお、審査請求人は、過去に長期にわたる課税の誤りにより10,000,000円超の過大な納税を負担していたと主張するが、本件とは異なる処分についての主張であり、本件処分の違法又は不适当に影響を及ぼすものではない。

(5) 結語

以上のとおりであるので、本件処分に係る処分庁の判断に違法又は不适当な点はなく、審査請求人の請求には理由がない。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年9月11日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年10月2日	・弁明書等の受理
令和5年10月12日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年11月14日	・反論書の受理
令和5年11月17日	・反論書（副本）の送付
令和5年11月27日	・口頭意見陳述申立書の受理
令和5年11月29日	・再弁明書等の提出依頼
令和5年12月20日	・再弁明書等の受理
令和5年12月25日	・再弁明書の送付及び再反論書等の提出依頼
令和6年3月14日	・口頭意見陳述の実施
令和6年4月30日	・審理手続の終結
令和6年5月7日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年5月14日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和6年6月10日	・主張書面の受理
令和6年6月11日	・調査審議